（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

4　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百四十五　公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信

# 条約

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年九月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

**条約第三十号**

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国との間の協定

日本国政府及びイスラエル国政府は、日本国及びイスラエル国（以下「両締約国」という。）に代わって、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の領域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識して、

次のとおり協定した。

**第一章　投資**

**第一条　定義**

この協定の適用上、

(a)　「投資財産」とは、投資家が、関係法令に従って形成する全ての種類の資産であって、直接又は間接に所有し、又は支配するものをいい、次のものを含む。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii)　債券、社債、貸付金その他の債務証書

(iv)　先物、オプションその他の派生商品

(v)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(vi)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vii)　知的財産権及びのれん

(viii)　特許、免許、承認、許可及び法令又は契約によって与えられる類似の権利（天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(ix)　他の全ての資産（動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

注釈　この条において、投資財産には、次のものを含まないことが確認される。

(i)　公債

(ii)　次のもののみから生ずる金銭債権

(A)　一方の締約国の領域にある国民又は企業による他方の締約国の領域にある国民又は企業に対する物品又はサービスの販売のための商事契約

(B)　(A)に規定する契約に基づく商業取引に関連して与えられる信用

(b)　「投資に関する合意」とは、一方の締約国の中央又は地方の政府又は当局と他方の締約国の投資家又はその投資財産であって当該一方の締約国の領域にある企業であるものとの間の書面による合意であり、当該投資家又は当該投資財産が当該一方の締約国における投資財産の設立又は取得に当たり依拠するものをいう。

注釈　書面による合意とは、書面による合意であって、両当事者により作成され、当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、当該両当事者を拘束するもの（単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。）をいう。この場合において、

(i)　行政当局若しくは司法当局の一方的な行為（例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許、特許又は承認）のみをもって、又は政令、命令若しくは判決のみをもって、書面による合意であるとはされない。

(ii)　行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面による合意であるとはされない。

(c)　「締約国の投資家」とは、次の(i)又は(ii)に規定する者であって、他方の締約国の領域において投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(i)　(A)　日本国については、日本国の国民であり、かつ、イスラエル国の国民でない自然人

(B)　イスラエル国については、イスラエル国の国民又は永住者であり、かつ、日本国の国民でない自然人

(ii)　締約国の企業

(iii)　(i)(A)の規定にかかわらず、日本国の国民であり、かつ、イスラエル国の永住者である自然人は、申立人とはならない。

(d)　「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(e)　「締約国の企業」とは、次の(i)及び(ii)の規定の双方に該当する企業をいう。

(i)　締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織されるもの

(ii)　当該締約国の領域において実質的な事業活動を行っているもの

(f)　「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(g)　「領域」とは、

(i)　日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に従って主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii)　イスラエル国については、イスラエル国の領域（領海を含む。）並びに大陸棚及び排他的経済水域であって、イスラエル国が国際法及びイスラエル国の法令に従って主権、主権的権利又は管轄権を行使するものをいう。

(h)　「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(i)(h)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(j)(i)(h)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(k)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(l)　「申立人」とは、一方の締約国の投資家であって、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。

(m)　「一方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。